

岩手県告示第 37 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 1 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）路線名 大船渡広田陸前高田線
 - （2）供用開始の区間 大船渡市大船渡町字丸森 34 番 1 地先から末崎町字石浜 9 番 1 地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成 20 年 1 月 25 日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 1 月 22 日から同年 2 月 22 日まで
-
- 2（1）路線名 北上東和線
 - （2）供用開始の区間 北上市二子町仲居俵 164 番 2 地先から才の羽々 68 番 1 地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成 20 年 1 月 22 日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局北上総合支局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 1 月 22 日から同年 2 月 22 日まで